

加古川市

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するもの

No	用 途	規模等 (A : 用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが200m²を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m²を超えるもの ・ 階数が3以上かつ主階が1階以外にある建築物のうち、Aが100m²を超えるもの 	
2	観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが200m²を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m²を超えるもの 	
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、老人ホーム又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの ^{※1} に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが300m²を超えるもの ・ Aが200m²を超え、かつ、地階におけるAが100m²を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m²を超えるもの ・ 2階(避難階である場合を除き、病院又は診療所にあっては、患者の収容施設がある場合に限る。)におけるAが300m²以上のもの 	令和8年 6月～12月 以降、3年ごと
4	児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの ^{※1} を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが300m²を超えるもの ・ Aが200m²を超え、かつ、地階におけるAが100m²を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m²を超えるもの 	
5	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが300m²を超えるもの ・ Aが200m²を超え、かつ、地階におけるAが100m²を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m²を超えるもの ・ 2階(避難階である場合を除く。)におけるAが300m²以上のもの 	
6	下宿又は共同住宅若しくは寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6階以上の階におけるAが100m²を超えるもの 	令和9年 6月～12月 以降、3年ごと
	共同住宅又は寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが200m²を超え、かつ、地階におけるAが100m²を超えるもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m²を超えるもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) ・ 6階以上の階におけるAが100m²を超えるもの ・ 2階(避難階である場合を除く。)におけるAが300m²以上のもの 	

7	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが2,000m²を超えるもの ・ Aが200m²を超え、かつ、地階におけるAが100m²を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m²を超えるもの 	
8	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はボーリングの練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に附属するもので、Aが2,000m²を超えるもの ・ 学校に附属しないもので、Aが2,000m²以上のものの（全て避難階であり、かつ、Aが2,000m²のものを除く。） ・ Aが200m²を超え、かつ、地階におけるAが100m²を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m²を超えるもの 	令和7年 7月～12月 以降、3年ごと (6月～12月)
9	百貨店、マーケット、展示場、キャラーレ、咖啡、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが500m²を超えるもの ・ Aが200m²を超え、かつ、地階におけるAが100m²を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m²を超えるもの ・ 2階（避難階である場合を除く。）におけるAが500m²以上のもの 	
10	事務所その他これに類するもの	階数が5以上かつ延べ面積が1,000m ² を超える建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m ² を超えるもの	

※1 以下に掲げる用途をいう。

- ① 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ② 助産所
- ③ 盲導犬訓練施設
- ④ 救護施設、更正施設
- ⑤ 老人短期入所施設等
- ⑥ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ⑦ 母子保健施設
- ⑧ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※ 上表は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」）第12条第1項に基づく定期報告が必要な建築物として、同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要なものとして建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」）第16条第1項で定める建築物（以下「政令指定建築物」）と当該政令で定めるもの以外で市長が指定した建築物（以下「市長指定建築物」）を併せて表記しています。

- ※ 市長指定建築物は、上表において、特に記載がない限り、当該用途に供する部分が避難階にあるものであっても、定期報告の対象となります。
- ※ 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。
- ※ 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度以降最初に到来する当該建築物の報告の時期における報告は不要とし、その次の時期から報告を開始してください。

(3) 防火設備^{*1}

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するものに設けられるもの（国が指定するものが報告対象となります。）

No	用 途	規模等 (A : 用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	・ A（客席部分に限る）が200m ² 以上のもの ・ 地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m ² を超えるもの ・ 主階が1階にないもの	
2	観覧場（屋外観覧場除く。）、公会堂又は集会場	・ A（客席部分に限る）が200m ² 以上のもの ・ 地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m ² を超えるもの	
3	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの ^{*2}	・ 地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m ² を超えるもの ・ Aが200m ² を超えるもの ^{*4}	毎年 6月～12月 (令和7年度のみ7月～12月)
4	ホテル又は旅館	・ 地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m ² を超えるもの ・ 2階の部分のAが300m ² 以上のもの	
5 ^{*3}	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・ 3階以上の階におけるAが100m ² を超えるもの ・ Aが2,000m ² 以上のもの	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、咖啡、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（Aが10m ² 以内のものを除く）	・ 地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100m ² を超えるもの ・ 2階の部分のAが500m ² 以上のもの ・ Aが3,000m ² 以上のもの	

※1 随時閉鎖又は作動のできる防火設備（防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備を除く。）

※2 以下に掲げる用途をいう。

- ① 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅）
寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。）
- ② 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ③ 助産所
- ④ 盲導犬訓練施設
- ⑤ 救護施設、更生施設
- ⑥ 老人短期入所施設等
- ⑦ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ⑧ 母子保健施設
- ⑨ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※3 学校に附属するものを除く。

※ 当該防火設備は、安全上、防火上又は衛生上特に重要である防火設備を指定する観点から、通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備（避難階以外の階を対象の用途に供しない建築物（病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。（No. 3 ※4））に設けるもの）を定期報告の対象としていません。

※ 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

※ 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度の報告は不要とし、その次の年度から報告を開始してください。